佐賀県告示第 182 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称、開設者の名称及び事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年6月25日

佐賀県知事 山 口 祥 義

							,
事業所名称		開設者名称		主たる事務所 の所在地	事業所所在地		変更年月日
いずみケア		有限会社ケア		鳥栖市江島町		鳥栖市今	平成 24 年
プランサー		パークあさひ		1880 番地 1	旧	泉町 2446	6月14日
ビス						番地	
						鳥栖市江	1
					新	島町 1880	
						番地1	
ヘルパース		有限会社ケア		鳥栖市江島町		鳥栖市今	平成 24 年
テーション		パ	ークあさひ	1880 番地 1	旧	泉町 2446	6月14日
いずみ						番地	
						鳥栖市江	
					新	島町 1880	
						番地1	
	医療法		医療法人	佐賀市開成一	佐賀市開成-		平成 30 年
	人永江		永江内科	丁目4番2号	丁	目4番2号	12月26日
旧	内科小	旧	小児科医				
	児科医		院				
	院						
	ながえ		医療法人				
新	内科ク	新	ながえ内				
77)	リニッ	<i>T</i> 7/	科クリニ				
	ク		ック				